

鈴鹿市告示第189号

鈴鹿市観光自動車駐車場条例（昭和36年鈴鹿市条例第10号）第12条第1項の規定に基づき、鈴鹿市観光自動車駐車場を次のとおり休止するので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年8月25日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 休止する駐車場の名称

- （1） 鈴鹿市鼓ヶ浦駐車場
- （2） 鈴鹿市千代崎駐車場

2 休止期間

令和8年9月1日（火）から令和9年4月下旬まで